

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に  
危険なルール違反  
をくり返すと



自転車運転者講習

を受けることにな  
ります。

私はいつも  
「ルール」と「マナー」  
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

信号  
無視

一時  
不停止

酒酔い  
運転

ブレーキ  
不良自転車  
運転

など

●講習制度のながれ

危険行為  
を反復

受講命令

講習の  
受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

鳥取県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔

